

保育園 夢未来

桜新町園

令和8年度改訂版

入園のご案内



〒154-0016
東京都世田谷区弦巻 3-9-9
TEL 03-6432-6345
FAX 03-6432-6346

保育方針

1. 多様な保育ニーズに応え、安心安全に預けられる保育を目指します。
2. 子どもたち一人一人の個性を尊重し長所を伸ばします。
3. 常に家庭的環境を意識し、人間形成の基礎を養う保育を目指します。
4. 豊かな感性を持ち、主体的・意欲的に生活し、自分を表現できる子どもに育てます。
5. 仲間や周りの人を大切に思い、協力し、助け合いを喜びにできる子どもに育てます。

年齢別保育計画

0歳児	<ul style="list-style-type: none">• ゆったりとした環境のもとで情緒の安定を図りながら、感覚機能を刺激して機嫌良く生活できるようにする
1歳児	<ul style="list-style-type: none">• 保育者との安定した関係の中で、探索活動が十分にできるようにして新たなものへの興味を広げる
2歳児	<ul style="list-style-type: none">• 保育者と一緒に友達と関わって遊ぶ• 自分のことは自分でしようとする気持ちを育てる
3歳児	<ul style="list-style-type: none">• 生活に必要なことがほぼ身につく• 友達と関わって遊ぶことの楽しさを知る• 感じたことや考えたことなどを言葉で表現できる
4歳児	<ul style="list-style-type: none">• 身の回りのことが自分でできる• 友達と簡単な約束を守って遊ぶことができる• 自分の思ったことや困ったことが言える
5歳児	<ul style="list-style-type: none">• 身の回りの始末がしっかりできる• 思いやりの気持ちをもって仲良く遊ぶことができる• 保育者や友達の話をよく聞き、自分の気持ちや考えを伝えることができる。• 体を使って思いっきり遊べる

保育園夢未来 桜新町園

入園時のご案内

東京都世田谷区弦巻 3-9-9

TEL 03-6432-6345 FAX 03-6432-6346

～月極め保育のご案内～

- 1、対象 : 生後 43 日目～就学前までのお子様（東京都在住）
- 2、開園時間 : 午前 7：30～20：30
- 3、休園日 : 日曜日，祝祭日，年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日まで）
- 4、ご契約
 - ①入園料 : ￥20,000
※ただし、一時保育登録者（同年度に一時保育登録料をお支払いの方）が、同年度に入園する場合、入園料よりお支払い済みの一時保育登録料を差し引きます。
 - ②契約時間 : 月極契約は、**月 48 時間以上**です。
（保育コアタイム 9：30～13：30 を契約時間内に含む）
月契約が 48 時間未満の場合は、月極め保育料ではなく一時保育料金での保育となります。
※契約時間の変動は月単位で変更が可能です。（**前月の 5 日までに**変更届を提出して下さい）日替わりで契約時間の変動はできません。
【例…9：00～17：00 月極め契約の方が、9：30～17：30 の利用をした場合、30 分（17：00～17：30）の延長料金が発生します。】
※週 5 契約の場合、祝日が入る週は週 4 となります。週 6 契約の場合、祝日が入る週は週 5 です。
 - ③月極め保育料 : 入所した日の属する年度の初日の前日の年齢を当該年度中の年齢として取り扱います。
年度途中で誕生日を迎えた場合にも年齢区分はそのままです。
※契約日数及び時間数ごとの月極め保育料は別紙をご参照ください。
 - ④お支払い方法 : 原則コドモンに銀行口座情報を登録いただき、自動振替にてお支払いとなります。（手数料：弊社負担）
ただし、銀行側の振替処理が終わり次第、振替開始となります。手続きが終わっていないお客様へは個別にご連絡を差し上げますので、指定の期日までにお振込みをお願い致します。この場合の手数料はご利用者様の負担とさせていただきます。
 - ⑤口座振替実施日 : 前月 20 日振替（土日祝日の場合翌営業日）
請求書内容については、コドモンアプリ上より随時確認いただけます。請求内容に関しては、前月の 10 日頃に確定しアプリより通知が届きます。
下記のお振込み対象者へは、別途請求書を郵送いたします。
 - 入園時
 - 引き落としの準備が完了するまでの期間
 - 一時保育利用者

ご利用にあたって

1. 登降園予定表について

不定期利用のご家庭は毎月、月末にお渡しします。

前月 10 日（土日祝日の場合前営業日）までに「登降園予定表」を必ずご提出ください。

ご提出いただいた登降園予定表に基づき、登降園の時間・給食取得の有無を園および本部で把握し、月々のご利用の確認に使用するほか、職員の翌月の勤務体制を決定する重要な資料となりますので、必ずご提出下さい。**※原則、定休の振替はできません。**

【例…月～金利用の週 5 日契約の方が、月曜お休みして代わりに土曜日登園する場合、契約と異なりますので土曜日は追加料金が発生します。30 分 500 円】

（また、土曜日利用に関しては原則、ご両親ともに就労の場合のみお預かりいたします）

2. 延長保育について

延長保育料金は以下のとおりです。

(1) 計算方法

コドモンでの打刻を基に、30 分単位で計算します。

① 登園時

契約時間より早く登園した場合、30 分単位で延長料金が発生します。

② 降園時

契約時間を越えた場合、30 分単位で延長料金が発生します。

(2) 延長料金は 30 分 500 円です。

(3) コドモンでの打刻の時間について

① システム上、契約時間を超えると、延長時間となります。

② 登園時、交通事情により保育開始時間より早く登園されても、保護者の方が保育開始時間まで保育される場合には、延長保育とはみなしません。その場合には、保育士にお子様をお預けになった時点でタッチパネル操作をお願いします。

③ 降園時、公共交通機関（バスを除きます）が事故等により遅くなった場合は、遅延証明をご提出ください。証明された時間分を延長時間から差し引きます。

タッチパネルは、実際にお迎えにいらした時間に操作してください。

※登園時間より早く登園した場合・降園時間を越えた場合は 1 分でも延長保育料が発生します。また、保育時間は 7：30～20：30 内とさせていただきます。

3. 駐車場について

保育園用の駐車場はございません。

自転車・お車でお越しの方は、各自で近隣の駐車場をご使用ください。

自転車のみ、送迎時は園の敷地内に駐輪可とします。

近隣から苦情がくる為、園の前に停めないでください。

※全保護者参加型の行事等の場合は、各自で近隣の駐車場をご使用ください。

4. 給食について

(1) 通常、昼食代及びおやつ代は月極保育料に含まれます。

(2) 追加でお食事を申し込まれる場合は、

昼食 300円 (※月極契約時間外の追加の昼食)

補食または夕食 各300円 の別途料金をいただきます。

※追加の夕食は原則8日前まで、補食は当日14時までお申し込みを承ります。

例：夕食…1汁2菜(主食・主菜・副菜)

補食…おにぎりやパン1つ程度

5. 契約変更について

(1) ご契約日数・ご契約時間数の変更

ご契約日数及び時間数にご変更がございましたら、前月の5日(土日祝日の場合前営業日)までに変更届をご提出下さい。翌月1日付で変更とします。

※但し、締め切りを過ぎても随時対応いたします。

保育料の増減が発生する場合は、翌月に相殺となります。

(2) その他のご変更

ご住所等を変更されましたら、速やかに園までお知らせください。

同一市区町村内でのご変更の場合でも、変更後の住民票をご提出ください。

園より自治体へ報告義務がございます。お仕事先等、その他のご変更も速やかに変更届にてご連絡をお願いいたします。

(東京都内在住の方が月極め保育対象となっておりますので、都外へお引越される場合は退園(対象外)となります。)

6. 長期休暇について

(1) 連続して14日以上お休みされる時は、長期休暇届を前月の5日までにご提出ください。休暇できる期間は最長で2ヶ月までです。

けが・病気等、急なことでやむをえない場合はご相談ください。

(2) 休園時の月極保育料金

月極保育料は通常通り全額発生します。(在籍を確保する為)

※1ヶ月まるまるお休みをする場合、月極め契約を最短時間で契約変更することをお勧めします。(週2日6時間契約)

7. 退園について

退園日は、原則として月の末日とします。退園する月の5日(土日祝日の場合前営業日)までに退園届をご提出ください。

※締め切りを過ぎた場合でも、理由を問わず全て返金いたします。

8. きょうだい割引について

(1) お子様の在籍中に、ごきょうだいが入園されますと、上の年齢のお子様の月極保育料が20%割引になります。上のお子様が先に入園されている場合、上のお子様に対する内容変更届をご提出ください。(入園料は割引対象外です。)

(2) 下のお子様退園されますと、上のお子様の月極保育料は通常料金となります。また、上のお子様退園されて下のお子様が残られる場合、下のお子様の月極料金は従前と変わりありません。

9. お持ち頂くもの

登園の際、以下の物のご用意をお願いいたします。 ※全てお名前をご記入ください。

(1) 0歳児クラス

《毎日持ってくるもの》

着替えセット（昼食後の着替え上下1組）、汚れものを入れるビニール袋（スーパーの袋等）、ガーゼ3枚（ミルクを飲む際に使用します。また月齢に応じて枚数が異なります。）

※食事用エプロン…園の物を使用します。

※食後の口拭きはウエットティッシュを使用します。肌荒れ等がご心配な方はお知らせください。

《週に1度持ってくるもの》

バスタオル1枚、防水シート1枚（ゴム付きのもの サイズ120×70）※ゴムなし不可
（お昼寝に使います。週末持ち帰り、週明け持参。）

《入園時またはその都度持ってくるもの》

紙おむつ、おしり拭き、お散歩靴（園用）、荷物を入れる布袋（エコバッグ等で可）
着替えセット上下2組（常時ロッカー）※昼食後以外に汚れた際、着替えます。

(2) 1・2歳児クラス

《毎日持ってくるもの》

着替えセット（昼食後の着替え上下1組）、汚れものを入れるビニール袋（スーパーの袋等）

※食事用エプロン…園の物を使用します。

※食後の口拭きはウエットティッシュを使用します。肌荒れ等がご心配な方はお知らせください。

《週に1度持ってくるもの》

バスタオル1枚、防水シート1枚（ゴム付きのもの サイズ120×70）※ゴムなし不可
（お昼寝に使います。週末持ち帰り、週明け持参。）

《入園時またはその都度持ってくるもの》

紙おむつ、おしり拭き、お散歩靴（園用）、荷物を入れる布袋（エコバッグ等で可）
着替えセット上下2組（常時ロッカー）※昼食後以外に汚れた際、着替えます。

(2) 3～5歳児クラス

《毎日持ってくるもの》

着替えセット（着替え上下1組）、パンツ、汚れものを入れるビニール袋（スーパーの袋）

※食後の口拭きはウエットティッシュを使用します。肌荒れ等がご心配な方はお知らせください。

《週に1度持ってくるもの》

バスタオル1枚、防水シート1枚（ゴム付きのもの サイズ120×70）※ゴムなし不可
（お昼寝に使います。週末持ち帰り、週明け持参。）

《入園時またはその都度持ってくるもの》

着替えセット上下1～2組（常時ロッカー）※汚れた際、着替えます。

お散歩靴（園用）、荷物を入れる布袋（リュック等で可）

※歯ブラシは危険性や衛生面を考慮し、廃止しています。

入園されてからの注意事項

○●登園について●○

- ① トイレ・おむつ替えは済ませた上で、登園してください。
- ② お子さまの様子、連絡事項を（連絡帳とともに）保育士にお伝えください。
- ③ 園内への食べ物・おもちゃの持ち込みは禁止です。（アレルギーや誤飲の観点から）
- ④ 登園の時点で **37.5℃以上の熱がある場合はお受けできません。**
外遊び（散歩）ができない状態のお子さまはできるだけ自宅で療養をお願いします。
（散歩後からの登園は原則不可です。）
園で発熱が確認された際は、**38℃を超えた時点**で連絡を入れさせていただきます。
ただし、お子様の体調や様子次第で 37.0℃台で共有やお迎え要請のご連絡を入れることもあります。
また、**当園では 38.0℃以上の発熱の場合、解熱後 24 時間経過してからの登園を**原則としております。（集団生活となり、お子様の心身に負担が大きい為）
- ⑤ 登園時刻に変更が生じた場合には、**9時 00 分**までに電話またはコドモンの連絡アプリにて必ずご連絡ください。
- ⑥ ご両親が職場を離れる場合（出張など）は必ず登園時に所在をはっきりお知らせください。また連絡帳にもご記入ください。
- ⑦ **予防注射後当日の保育は原則的には受けられません。（副反応等が出る場合がある為）**
- ⑧ 下記の伝染病疾患のために欠席し、治癒後に登園される場合には、必ず医師の許可（医師記入の治癒証明書等を持参）又は、登園届（保護者記入）を提出後登園してください。※治癒証明書・登園届は園の書式があります。
（通院先の書式でも可能ですが料金が発生する場合があります。）

提出書類	病名	潜伏期間	主な症状	予 防 接 種
治癒証明書 (医師の印)	インフルエンザ	1～3 日	急な発熱、頭・のど・関節の痛み、鼻水が増え、咳がひどくなる。	有
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	2～3 週間	耳の下の腫れと痛み。	有
	水痘（みずぼうそう）	2～3 週間	身体に赤いポツポツができて、やがて水疱になり、かさぶたになる。	有
	麻疹（はしか）	10～12 日	目やに、涙目、咳、高熱とともに全身に発疹がでる。	有
	風疹（3日はしか）	2～3 週間	発熱、身体にあわ粒大のうすい発疹ができる。	有
	咽頭結膜炎（プール熱）	5～7 日	発熱、目が赤い、のどが赤く腫れる。	
	流行性角結膜炎	1 週間以上	涙目、目の充血、うみのような目やにが多くでる。	
	急性出血性結膜炎（アボ口病）	24～36 時間	目の充血、白目に出血がある。	
	病原性大腸菌感染症（腸管出血性大腸菌感染症）	4～8 日	腹痛、下痢、嘔吐、血便。	
	百日咳	1～2 週間	特有な咳（コン、コン、コンコンヒュー）がだんだんとひどくなる。 夜中は特にひどくなる。	有
	結核	1～2 か月	発熱、長く続く咳、痰。	有
	帯状疱疹	2～3 週間	身体に赤いポツポツができて、やがて水疱になり、かさぶたになる。	

提出書類	病名	潜伏期間	主な症状	予防接種
登園届(保護者記入)	ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	1~3日	嘔吐、白っぽい水のような下痢がひどくなる。 発熱・腹痛。	
	感染性胃腸炎	1~3日	嘔吐、白っぽい水のような下痢がひどくなる。発熱・腹痛。	
	RSウイルス	2~8日	発熱、鼻水、喘鳴(乳幼児は急性気管支炎・肺炎を起こしやすい)	
	溶連菌感染症	2~4日	発熱、のどが赤く腫れる。やがて細かい発疹が全身にでる。 腎炎になることがある。	
	手足口病	2~7日	手足と口の中に赤いポツポツができる。	有
	伝染性紅斑(りんご病)	7~18日	両頬が赤い。手の甲側の腕が赤い。	
	マイコプラズマ感染症	20日	しつこい咳、高熱が続く。	
	ヘルパンギーナ	2~7日	高熱、のどに水泡ができて痛い。	
	伝染性膿痂疹(とびひ)	1~2日	あせも、虫さされの掻き壊しからジュクジュク汁がでる。 化膿した皮膚が次々と増える。	
	突発性発疹	1~2週間	突然の高熱、生後初めての発熱が多い。 熱がさがるとともに全身に発疹がでる。	

〇〇登園中の非常事態への対応について〇〇

＜お子さまの病気・けがへの対応＞

- 登園中の発熱あるいは、下痢・嘔吐などがひどく、元気がないとき、けがをしたとき等にご連絡いたします。

緊急連絡先で登録されている方がお迎えに来られるような体制をとってください。

※嘔吐・下痢に関しては感染力が強い為、症状が治まり24時間経過してからの登園を原則とさせていただきます。

- お子様に急病・けが(程度の軽いものを除きます)が発生した場合には、園で応急処置を行った上で保護者の方に連絡を取ります。原則として、すみやかにお子さまのお引き取りをお願いいたします。

ただし、やむを得ない事情により、すみやかなお引き取りが難しい場合には、対応をご相談させていただきます。なお、保護者の方と相談のうえ、または園の判断でお子さまに嘱託医や救急医の診断・治療を受けさせることがあります。

保育園夢未来桜新町園 嘱託医

嘱託医名	医療法人社団クレセント さくらが丘小児科クリニック 院長 込山 貴子(こみやま たかこ)
連絡先	住所 世田谷区桜丘3-10-22 メディカルヴィレッジ桜丘2F
	電話 03-3439-3077

- 既往症・持病のために主治医のいるお子様については、そちらに連絡をとり、処置をお願いすることもありますので、連絡先を保育士にお伝えください。
- 医療過誤、搬送中の事故の他、園側に過失なき事情による事故については責任を負いかねます。

<地震・火災等への対応>

地震・火災等が発生したときには、お子さまの身体の安全を最優先とし、迅速に安全な場所への誘導・避難を行います。

(毎月避難訓練、年に一度引渡し訓練を実施します)。

第一避難場所：弦巻中学校

第二避難場所：松ヶ丘小学校

津波の場合は行政の指示に従います。

お子さまの身の安全の確保後、すみやかに保護者の方にご連絡いたします。

お子さまは登録の方のお迎えまでお預かり致しますが、当日の午前零時を過ぎても、お引き取り頂けない場合、ご連絡がつかない場合には、警察・公共機関への引渡し等を行うことがありますのであらかじめご了承ください。

大地震にそなえて

家庭で確認しておきたいこと

- ・ 普段から家庭の皆さんで、大地震の備えについて話し合っておきましょう。
- ・ 保育園の避難場所（弦巻中学校・松ヶ丘小学校）を覚えておきましょう。
- ・ 地域の一時集合場所を覚えておきましょう。
- ・ 大地震発生時や警戒宣言発令時に備え、園児を迎えに行ける人を決めておきましょう。

警戒宣言が出されたら

- ・ 警戒宣言が出されると、テレビ・ラジオで放送されるとともに、市の防災無線やパトカー等でも広報されます。

警戒宣言が出されたら保育園では

- ・ 保護者の皆様は、すみやかに園児をお迎えにきてください。
- ・ 園児はお迎えがあるまで保育園または待機場所で保護いたします。
- ・ 電話でのお問い合わせは避けてください。**災害ダイヤル171**（171の次に園の番号）に伝言、または **コドモンアプリ** より配信をしますので、そのメッセージをご確認ください。
- ・ 警戒宣言が解除され安全が確保されるまでは、保育園は臨時休園になる場合もあります。
- ・ 放射能、大気汚染等でやむを得ない場合、または自治体から指示があった場合は、急遽お弁当や水筒の持参をお願いする場合があります。
その際、給食費の返金は出来ませんので、ご了承ください。

○●欠席・遅刻・早退●○

ご連絡は **保育園夢未来桜新町園 TEL：03-6432-6345**

または **コドモン アプリ** よりお願いいたします。

欠席、遅刻をする場合は 朝9時00分までに連絡をしてください。

早退する場合は、お迎えの時間を連絡帳に記入し、保育士にも直接お伝えください。
登園後に早退が必要な事情が生じた場合は、電話連絡またはコドモンアプリからご連絡ください。

〇●降園について●〇

降園時間に変更が生じる場合は、必ずご連絡ください。予定していたお迎えの時間を過ぎてもお迎えの方がおいでにならない場合には、緊急連絡先等に連絡をさせていただきます。

保護者と連絡がつかない場合には、警察に届け出る等の処置をさせていただくことがありますので、ご了承ください。

汚れ物は適時お持ち帰りください。(各自布袋に入れてお返しいたします。)

〇●給食について●〇

給食に関しては、当園の調理室にて調理して提供いたします。

当園では、安全な食材を使用した、手作り給食を実施しております。

除去食のある方は、医師の指示書を添えてお申し出ください。

給食開始までに保護者の方と面談させていただきます。

<園の給食の栄養について>

☆給食の栄養量

年齢 \ 栄養	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)
乳児(1・2歳児)	450~520	18.0~20.8	12.5~14.5
幼児(3・4・5歳児)	560~600	23.4~24.0	16.3~16.6

◇保育園の給食は、昼食とおやつを合計した栄養量です。

◇日本人の食事摂取基準 2020年版、日本食品標準成分表 2020年版(八訂)を参考に1年間を前期・後期と設定し、年齢構成・男女比で栄養量を見直すために、間をもたせています。

☆一日の栄養割合

乳児

区分	家庭	保育園			家庭
	朝食	おやつ	昼食	おやつ	夕食
割合	25%	50%			25%

幼児

区分	家庭	保育園			家庭
	朝食	おやつ	昼食	おやつ	夕食
割合	27~30%	40~45%			28~30%

◇昼食では、1日に必要とする栄養量の、1/3を摂取すると考えています。

おやつを含めて、園での栄養割合は、乳児で1日の50%、幼児で40~45%としています。

◇献立表は毎月配布しますので、家庭での参考にしてください。

※都合により、献立を変更する場合があります。ご了承ください。

○●薬について●○

薬は、原則的にお預かりができません。保護者の方が登園して与えていただくか、止むを得ない理由で保護者の方が登園できない場合、保護者と園側が話し合い、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。

この場合は万全を期するため別紙、投薬に関する注意事項を確認の上、「薬・依頼書」に必要事項を記載して、薬に添付して保育園に手渡していただきます。

投薬に関する注意事項

1. お子さまの薬は、本来は保護者が登園して与えていただくものですが、緊急止むを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって投薬いたします。この場合は万全を期するため「薬・依頼書」に必要事項を記載し、薬に添付して必ず担任または職員に直接手渡していただきます。
2. 薬は、お子さまを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。
3. 保護者の方の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な「指示書」と「薬・依頼書」を添付してください。なお使用にあたっては、その都度保護者の方に確認のご連絡を致しますのでご了承ください。
5. 初めて使用する座薬については対応できません。
6. 「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断が出来ませんので原則的にはお預かりいたしません。特別な症状「発作がおこったら…」等には具体的な医師からの「指示書」と「薬・依頼書」を添付し、口頭にて担当職員に「指示書」内容を伝えてお渡しください。なお投薬時にはその都度保護者の方にご連絡することになりますのでご了承ください。
7. 慢性の病気（気管支喘息、てんかん、糖尿病、アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、新保育所保育指針によって、子どもの主治医または嘱託医の指示に従うと共に、相互の連携を必要としますのでご相談ください。
8. 持参する薬についてのお願い
 - ① 医師が処方した薬には必ず「調剤情報提供書（お薬手帳）」を添付し「薬・依頼書」記入して下さい。なお複数の薬がある場合は、それぞれの「調剤情報提供書（お薬手帳）」を添付してください。
 - ② **使用する薬は一回ずつに分けて、当日分のみご用意して下さい。**なお複数回の場合には一回の投薬分ずつでお願いします。
 - ③ 袋や容器、または貼り薬（ホクナリンテープ、湿布など）にはお子さまの名前を記載してください。
9. 主治医の診察を受けるときは、お子さまが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。

保育園夢未来 桜新町園 規則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この園規則は、保育園施設運営についての、事業内容、運営方針、管理体制等組織の基本的事項を定める。

2 本園は、児童憲章を活かし、児童福祉法に基づいた保育事業を実施することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本園は、「保育園夢未来桜新町園」と称する。

(所在地)

第 3 条 保育園夢未来 桜新町園を東京都世田谷区弦巻 3-9-9 に置く。

2 本園の本部を、東京都港区新橋 2-16-1 ニュー新橋ビル 402 に置く。

第 2 章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第 4 条 本園には、次の職員を置く。

(1)	園 長	1 名
(2)	保 育 士	11 名
(3)	栄 養 士	2 名
(4)	調 理 員	1 名
(5)	嘱 託 医	1 名
(6)	非常勤保育従事者	7 名

(職員の資格)

第 5 条 保育士については、児童福祉法第 18 条の 6 に定める保育士となる資格を有し、同法第 18 条の 18 による登録を受けている者とする。

2 前条の該当者の内、栄養士、調理師、嘱託医は職種に応じた国家資格を有する者であることとする。

(職務分掌)

第 6 条 職員は、次の職務を担当する。

(1)	園 長	保育園夢未来 桜新町園を代表して、事業について本部に提案し、業務に関して本部に報告すること。 職員を指揮監督すること。
(2)	保 育 士	児童の保育に関すること。
(3)	栄 養 士	給食の献立に関すること。 調理及び給食の指導に関すること。
(4)	調 理 員	調理及び給食に関すること。
(5)	嘱 託 医	児童の健康管理に関すること。
(6)	非常勤保育従事者	保育士の職務を補佐すること

2 園長は前項各号によらない業務であっても必要に応じて業務を担当させることができる。

(職務の心得)

第7条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実且つ公正に職務を行なわなければならない。

- 2 職員は、児童虐待防止法（平成12年、法律第82号）第5条に基づき、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めることとする。

(個人情報の取扱)

第8条 職員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年、法律第57号）及びその他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

第 3 章 定員等

(定員)

第9条 保育園夢未来桜新町園の通所児童の定員は40名とし、その内訳は次の各号とする。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 0歳児 | 13名 |
| (2) 1歳児 | 15名 |
| (3) 2～5歳児 | 12名 |

(対象年齢)

第10条 保育園夢未来桜新町園の保育年齢は生後43日目から5歳児までとする。

第 4 章 入園及び退園

(入園)

第11条 本園に入園を希望する者は、「入園のご案内」に定めた提出書類一覧に記載されている書類に必要事項を記入して、園長に提出しなければならない。

- 2 入園希望者が、入園手続を終了し、「保育利用契約書」を園と取り交わした時点で契約は成立する。
- 3 保育利用契約の変更については、「入園のご案内」の定めるところによる。

(退園)

第12条 園児・親権者の都合により退園を希望する場合には、月の末日を退園日とし、退園する月の5日までに解約合意書を取り交わして退園することができる。（除籍）

第13条 本園は、以下の場合には文書で親権者に通知することにより、保育利用契約を解除することができる。

- (1) 親権者が保育料等を理由なく1ヶ月以上滞納した場合
- (2) 入園時に提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 親権者が本園または他の利用者に対して、重大な背信行為を行ったと園長が判断した場合
- (4) 閉所や休所などやむを得ない事情がある場合（ただし、園は親権者に対し理由を文章で明示した上、口頭で説明し、かつ十分な予告期間をおくものとします。）

第 5 章 入園園児の処遇

(平等の原則)

第 1 4 条 本園は、園児又はその親権者の国籍、信条、社会的身分若しくは性別等によって差別的取扱いをしない。

(保育料等)

第 1 5 条 親権者は、入園料、月極保育料、一時保育登録料、その他保育サービスの対価を、「保育利用契約書」・「重要事項説明書」・「入園のご案内」に従い支払う。

- 2 契約内容の変更等により保育料等の精算が必要な場合または本園の責に帰すべき事由により保育を提供できなかったときを除き、本園が一旦受領した前項所定の保育料等は、返還しない。

(開園日・開園時間)

第 1 6 条 開園日は月曜日から土曜日とする。

- 2 開園時間は、7時30分から20時30分とする。

(延長保育)

第 1 7 条 本園は、保育利用契約にて定められた利用時間を超えて利用される時間を延長保育として、「入園のご案内」に記載の条件に基づいて保育を実施する。

(一時保育)

第 1 8 条 本園は、「入園のご案内」に基づいて一時保育を実施する。

(登園・降園)

第 1 9 条 園児の登園・降園（早退時を含む、以下同じ）には、予め園に所定の送迎者登録票を届け出た近親者等（以下、「届出のある保護者」といいます。）が付き添うものとする。

- 2 降園の際の園児の引き取りは届出のある保護者に限定するものとし、園は届出のある保護者以外の方による園児の引き取りを拒むことができる。また、園は届出（緊急連絡表）のある保護者の方に園児を引き渡したことから発生するいかなる事態についても責任を負わないものとする。

(休園日)

第 2 0 条 本園の休園日は次の通りとする。なお、伝染病等の発生により感染のおそれのあるときは、園長は、学校保健法に基づいて休園又は登園の停止を命じることができる。

- (1) 日曜日、祝祭日
- (2) 12月29日より1月3日まで

(長期休暇)

第 2 1 条 園児が連続して14日以上欠席するとき（以下、長期休暇という）は、親権者は、前月の5日までに長期休暇届を本園に提出しなければならない。長期休暇できる期間は、最長2ヶ月までとする。

- 2 長期休暇に変更が発生する場合は、親権者は長期休暇届を本園に再提出しなければならない。
- 3 長期休暇については、前項、前々項による他「入園のご案内」でこれを定める。

(注意事項)

第22条 本園に関する注意事項の詳細は、本規則に定める他、「入園のご案内」による。

(保健と安全)

第23条 本園は、園児の健康管理を定期的に行い、災害及び事故に対する万全の対策を確保する(「重要事項説明書」に基づき、健康診断、身体測定、避難訓練等を行う)。

(虐待等の禁止)

第24条 職員は園児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他以下のような園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

- 1、 殴る蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為
- 2、 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為、及び適切な休息時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- 3、 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めたりして叱ること
- 4、 強引に引きずるようにして連れて行く行為
- 5、 食事を与えないこと、及び園児の食欲を考慮せず食事を無理強いすること
- 6、 園児の年齢、及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- 7、 乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って心理的苦痛を与えること
- 8、 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること
- 9、 性的嫌がらせをすること
- 10、 当該園児を無視すること

(保護者との連携)

第25条 本園は、保護者と緊密な連携を保ち、よりよい園運営と保育の内容を提供する。

(地域との連携)

第26条 本園は、地域交流、保育充実、また職員の意識向上を図る為、ボランティアの受け入れを行う。その際は、検便(細菌検査)の提出を義務付け、個人情報の取り扱いは職員同様とする。(第8条と同様)

附則

(管轄裁判所)

第1条 この規則に関する紛争の第一審の裁判管轄は、東京地方裁判所とする。

(制定及び改廃)

第2条 この規則の制定または改廃権限は、代表取締役等に帰属する。

(施行)

第3条 この規則は、改訂日から施行する。

以 上